



# 島根県報

令和元年11月1日（金）

第 5 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出 (高齢者福祉課) 8

保安林予定森林 (森林整備課) 8

指定施業要件の変更予定保安林（3件） ( " ) 9

保安林予定森林 ( " ) 10

指定施業要件の変更予定保安林 ( " ) 11

保安林の指定 ( " ) 11

保安林の指定の解除 ( " ) 12

### 【特定調達公告】

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る随意契約の相手方等 (古代出雲歴史博物館) 12

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

- (1) 措置費等の徴収額の決定に係る世帯の階層区分の改正（別表第1—別表第3関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第41号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は法第33条の6第1項」を「若しくは法第33条の6第1項」に、「被措置者等」を「措置児童等」に改める。

第3条第1項中「被措置者等」を「措置児童等」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる措置及び事業の実施を受けた者 1月につき別表第1に定める額

- ア 法第27条の措置（同条第1項第3号の規定による乳児院への入所のうち短期入所として措置されたもの（次号において「乳児院への短期入所措置」という。）、同項第3号の規定による障害児入所施設への入所（第3号において「障害児入所施設への入所」という。）及び同条第2項の規定による入院を除く。）
- イ 法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業の実施

(2) 乳児院への短期入所措置を受けた者 1日につき別表第2に定める額

(3) 障害児入所施設への入所及び法第27条第2項の規定による入院の措置を受けた者 1月につき別表第3に定める額

第5条中「被措置者」を「措置児童等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

児童入所施設徴収額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律	円 0	円 0

第30号) による支援給付受給世帯				
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C	A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	4,500	2,200	
D 1	A階層及	9,000円以下	6,600	3,300
D 2	びC階層	9,001円から27,000円まで	9,000	4,500
D 3	を除く当	27,001円から57,000円まで	13,500	6,700
D 4	該年度分	57,001円から93,000円まで	18,700	9,300
D 5	の市町村	93,001円から177,300円まで	29,000	14,500
D 6	民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分	177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(以下「その月の措置児童等支弁額」という。)(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600
D 7	が次の区分に該当する世帯	258,101円から348,100円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(以下「その月の入所世帯支弁額」という。)(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 8		348,101円から456,100円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9		456,101円から583,200円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10		583,201円から704,000円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11		704,001円から852,000円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12		852,001円から1,044,000円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が

			が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13	1,044,001円から1,225,500円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)	
D14	1,225,501円から1,426,500円まで	その月の措置児童等支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月の入所世帯支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)	
D15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収	

## 備考

- 「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。（別表第2及び別表第3において同じ。）
- 所得割の額を算定する場合において、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。（別表第2及び別表第3において同じ。）
- 所得割の額を算定する場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。（別表第2及び別表第3において同じ。）
- 税額の算定については、措置児童等の課税額とその者の扶養義務者（児童自立生活援助事業の実施を受けた者の扶養義務者を除く。）の課税額を合算するものとする。（別表第2において同じ。）
- この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。
  - 扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は、扶養義務者のいない世帯とみなす。）
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯
  - 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者（社会福祉施設に措置された児童及び者、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。）並びに障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等、特に困窮していると児童相談所長が認めた世帯
- 7 扶養義務者が次のいずれかに該当するときは、その者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第292条第1項第13号の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）（徴収額の決定が1月1日から6月30日までの間に行われる場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定により市町村民税が非課税となる額に相当する金額以下であるときは、市町村民税非課税世帯として取り扱うものとする。
- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。(2)及び(3)において同じ。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である子を除く。）をいう。(3)において同じ。）を有するもの
  - (2) (1)に掲げる者のほか、婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
  - (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 8 備考7の規定により寡婦又は寡夫としてみなされる者であって、市町村民税非課税世帯として取り扱う者以外のものについては、備考1に規定する所得割の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、備考7(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円を、備考7(2)に該当する者にあつては30万円を控除するものとする。
- 9 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の当該通所に係る徴収額は、0円とする。
- 10 同一世帯に2人以上の措置児童等がいる場合にあっては、徴収額を調整するものとする。（別表第2において同じ。）

別表第2を削る。

別表第3中「入所日の」の次に「属する月の初日の」を加え、「A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯」を「A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）」に、「A階層及びB階層を除き前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯」を「A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯」に、「60,000円」を「81,000円」に、「60,001円」を「81,001円」に、「6,674,000円」を「1,426,500円」に、「6,674,001円」を「1,426,501円」に改め、同表備考を削り、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

**別表第3**（第3条関係）

障害児入所施設徴収額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収額（月額）
階層区分	定 義	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	円

	に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200
C	A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		4,500
D 1	A階層及びC階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600
D 2		12,001円から30,000円まで	9,000
D 3		30,001円から60,000円まで	13,500
D 4		60,001円から96,000円まで	18,700
D 5		96,001円から189,000円まで	29,000
D 6		189,001円から277,000円まで	その月の措置児童等支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D 7		277,001円から348,000円まで	その月の措置児童等支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
D 8		348,001円から465,000円まで	その月の措置児童等支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D 9		465,001円から594,000円まで	その月の措置児童等支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D10		594,001円から716,000円まで	その月の措置児童等支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
D11		716,001円から864,000円まで	その月の措置児童等支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）
D12		864,001円から1,056,000円まで	その月の措置児童等支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）
D13		1,056,001円から1,238,000円まで	その月の措置児童等支弁額

		(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)
D14	1,238,001円から1,439,000円まで	その月の措置児童等支弁額 (全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)
D15	1,439,001円以上	全額徴収

## 備考

- 1 この表の「障害児入所施設」とは、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関をいう。
- 2 扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、この表の所得割の額を算定する場合には、次のいずれかに定めるところによるものとする。
  - (1) 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、0円とする。
  - (2) (1)に該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
- 3 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であって、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。
  - (1) 扶養義務者のいない世帯
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯
  - (3) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者(社会福祉施設に措置された児童及び者、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。)並びに障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯
    - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
    - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等、特に困窮していると児童相談所長が認めた世帯
- 4 同一世帯に2人以上の措置児童等がいる場合にあつては、その月の徴収額が最も多い措置児童等以外の者については、この表の徴収額に0.1を乗じて得た額をもってその措置児童等の徴収額とする。
- 5 措置児童等が次のいずれかに該当する者である場合にあつては、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費に相当する額を除いた額は、徴収しないものとする。この場合において、実費に相当する額については、この表に定める額を上限として徴収することができるものとする。

(1) 3歳に達する日以後の最初の3月31日（以下「基準日」という。）を経過した障害児であって、小学校就学の始期に達するまでの間にあるもの

(2) B階層と認定された世帯に属する者であって、基準日を経過する前の障害児であるもの

### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（次項及び附則第3項において「新規則」という。）の規定（別表第3備考5の規定を除く。）は、令和元年7月分以後の費用徴収について適用する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、令和元年7月1日前にこの規則による改正前の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）第3条第1項各号に掲げる措置又は事業の実施を受けた被措置者等であって、同日以後引き続き当該措置等を受けているものに係る措置費等の徴収額については、当該措置等が終了する日までの間は、旧規則第3条の規定により算出した額又は新規則第3条の規定により算出した額のいずれか低い額とする。

3 新規則別表第3備考5の規定は、令和元年10月分以後の費用徴収について適用し、同年9月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。

## 告 示

### 島根県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人慈光会	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 湯の郷苑	大田市温泉津町上村461	令和元年10月31日
社会福祉法人慈光会	介護予防短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム 湯の郷苑	大田市温泉津町上村461	令和元年10月31日

### 島根県告示第337号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町矢上2185-2、2192-2、6767-1、6770
- 指定の目的  
土砂の流出の防備



## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

矢上2185-2・2192-2・6767-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第338号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第339号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

---

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに浜田市役所及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第340号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸山達也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第341号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸山達也

## 1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町菅原325、1648-7、1649-1から1649-4まで、1649続1、1649-6、1649-8から1649-13まで

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第342号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第343号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野6065-1（次の図に示す部分に限る。）、6123-1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町門田843-17
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月1日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量  
島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立古代出雲歴史博物館 島根県出雲市大社町杵築東99-4
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年9月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
北陽警備保障株式会社 代表取締役 幡 好明 島根県松江市袖師町9番35号
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,656,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。